

# 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月  
原子力規制庁

## 1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第28条第7項）

## 2. 施設の特性

- ・ 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム<sup>※</sup>の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・ 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・ 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。  
（※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

## 3. 安全確保の留意点

（1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。

(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせる措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意

すること。

- ①事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

#### 4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁放射線対策・保障措置課

電話 03-5114-2155

FAX 03-5114-2128